

事務連絡
令和7年4月11日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局医療経理室

令和7年度医療施設等経営強化緊急支援事業（病床数適正化支援事業）
の内示について

医療施設等経営強化緊急支援事業のうち病床数適正化支援事業（以下「本事業」という。）については、「令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療施設等経営強化緊急支援事業の実施について」（令和7年4月1日医政発0401第5号厚生労働省医政局長通知）により、効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関に対し、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に際して生じる負担について支援を行うこととしている。

本事業の第1次内示の配分額については、「病床数適正化支援事業に係る事業計画（活用意向調査）の提出について」（令和7年2月21日付け厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）の結果等を踏まえ、経営状況が厳しい医療機関において入院医療の提供を継続していただくための支援として、別紙のとおり内示することとした。

本事業の第1次内示の配分額の算定方法、都道府県から医療機関への給付金の支給方法等は、下記のとおりである。

本事業に係る交付決定については、4月末以降を予定しているため、各都道府県において、交付申請の準備ができ次第、順次、医政局医療経理室宛に申請書類を提出願いたい。

なお、本事業のほか、地域医療構想の実現を図るための病床数適正化については、地域医療介護総合確保基金における病床機能再編支援事業（単独支援給付金支給事業）を積極的に活用されたい。

記

1. 本事業の第1次内示の配分額の算定方法

本事業の第1次内示の配分額の算定方法については、以下の(1)から(3)までとした上で、各都道府県に100床以上を配分している。なお、配分額の内示に当たっては、削減した病床1床につき4,104千円とする。

- (1) 一般会計の繰入等がない医療機関であって、令和4年度から3年連続経常赤字の医療機関又は令和5年度から2年連続経常赤字かつ令和6年度に病床削減済みの医療機関
- (2) 給付額(4,104千円×給付対象とする病床数)の上限は、(1)の赤字額の平均の半分を目安とする
- (3) 1医療機関あたりの給付は50床を上限

※ 次期内示以降の配分額の算定方法については、変更があり得る。

2. 都道府県から医療機関への給付金の支給方法

各都道府県におかれては、地域の医療提供体制の維持を図る観点から、1の算定方法を踏まえ、医療機関の選定の上、医療機関に給付金を支給すること。支給に当たっては、1床当たり4,104千円を下回らないようにすること。

また、経常赤字であって既に病床削減を行っている医療機関については、経営に支障を来すおそれがあり、緊急の支援を要するため、当該医療機関に対して速やかに給付金の支給をお願いしたい。

3. その他

現在、事業計画(活用意向調査)については、約5万床を超える計画が提出されているところであり、本事業の第1次内示の配分額の内示に当たっては、提出されている事業計画(活用意向調査)を元に、予算の範囲内で内示を行うものである。本事業に係る次期内示については、医療施設等経営強化緊急支援事業の他の事業で生じた残余を活用して6月中旬目処に行うことを検討している。

なお、今回各都道府県から給付金が支給された医療機関であっても、事業計画に基づく減少病床数に達していない場合には、6月中旬目途に行う次期内示において、再度、支給の対象となり得る。

病床数適正化支援事業（第1次内示額）

都道府県	(単位：床)	(単位：千円)
	配分対象病床数	配分額 (第1次内示額)
北海道	352	1,444,608
青森県	100	410,400
岩手県	138	566,352
宮城県	100	410,400
秋田県	147	603,288
山形県	135	554,040
福島県	220	902,880
茨城県	260	1,067,040
栃木県	107	439,128
群馬県	100	410,400
埼玉県	100	410,400
千葉県	276	1,132,704
東京都	539	2,212,056
神奈川県	411	1,686,744
新潟県	260	1,067,040
富山県	100	410,400
石川県	108	443,232
福井県	100	410,400
山梨県	100	410,400
長野県	116	476,064
岐阜県	100	410,400
静岡県	108	443,232
愛知県	139	570,456
三重県	100	410,400

都道府県	(単位：床)	(単位：千円)
	配分対象病床数	配分額 (第1次内示額)
滋賀県	100	410,400
京都府	139	570,456
大阪府	197	808,488
兵庫県	107	439,128
奈良県	100	410,400
和歌山県	100	410,400
鳥取県	100	410,400
島根県	100	410,400
岡山県	100	410,400
広島県	147	603,288
山口県	138	566,352
徳島県	129	529,416
香川県	100	410,400
愛媛県	100	410,400
高知県	100	410,400
福岡県	181	742,824
佐賀県	100	410,400
長崎県	210	861,840
熊本県	100	410,400
大分県	100	410,400
宮崎県	153	627,912
鹿児島県	253	1,038,312
沖縄県	100	410,400
合計	7,170	29,425,680

人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する緊急な支援パッケージ (医療需要等の変化を踏まえた医療機関に対する支援)

事業目的

効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関は、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に対して負担が生じるため、**経営状況が厳しい医療機関に対して入院医療を継続してもらうことを目的**に支援を行う。

事業概要

患者減少等により経営状況の急変に直面している医療機関への支援

(概要) 医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関を対象とした経費相当分の給付金を支給する。

(交付額) 病院（一般病床・療養病床・精神病床）・有床診：4,104千円/床

支給対象

(支給対象) (※1)

・ 予算成立日（令和6年12月17日）以降、令和7年9月末までに病床数を削減

・ 令和7年9月末時点で、廃院をしていないこと（※2）

（※1）令和7年度への繰越しが認められた場合 **調整中**

（※2）地域医療構想に基づく再編統合は除く

(算定除外)

- ・ 産科・小児科病床の削減
- ・ 同一開設者による病床融通
- ・ 事業譲渡による削減
- ・ 病床種別の変更によるもの（病床数の減を伴わないもの）
- ・ 特例病床により増床した病床の削減
- ・ 既存病床の算定から除外される病床の削減

※提出のあった事業計画を踏まえて、**予算の範囲内で国から都道府県に配分を行う**

